



しるべ総合法律事務所 平成24年8月25日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

発刊に当たって

弁護士 鷲見 弘

当事務所が、代表パートナーの世代交代に伴い大脇鷲見合同法律事務所からしるべ総合法律事務所へと改称して以来3年余を経ました。ようやくこの新体制も板に付き、幸い皆様のお引き立てにより、これまで順調に事務所を維持継続して行くことができました。

この度、顧客の皆様への法的サービスの一環として事務所報「しるべ通信」を発刊いたしました。所属弁護士の各員がそれぞれ最近の法律情報や一般的法律問題の実務知識、あるいは面白い趣味の紹介等に健筆をふるいバラエティに富んだ内容になっています。事務所報はかつて事務所創立後間もない頃「しるべ」と題して数回発刊したことがありますが、その後多忙に紛れて中断したままになっておりましたところ、この度所内でこれからはもっと顧客の皆様とのコミュニケーションを計り、時事的な法律情報の提供など積極的な法的サービスに努めることも大切な責務の1つだとの声が上がり、こうして従来とは体裁を一新して新たに「しるべ通信」をお手許にお届けすることになりました。

思えば、当事務所創立以来33年余が過ぎましたが、この間のわが国の社会は激動の時代でありました。当時右肩上がりの好況を謳歌していた経済は、平成に入って間もなくバブルの崩壊により一転して不況に陥り、その後も多少の浮沈はありましたがリーマンショック等の国際的経済危機の影響も受けて、未だにデフレのまま長期低迷を続けています。一方で、ITに象徴される、各分野での科学技術、情報通信技術等の著しい進展があり、また国際化と高齢化が非常な勢いで進みつつあります。これらに伴い、市民の日常の生活も大きく変わり、社会の様々な仕組みも複雑多様化し、価値観も多様化してきています。

こうした変化に対応して、この間法律も次々に改正されたり、あるいは新しい法律が誕生したりと目まぐるしいほどの変わり方です。もちろん、法解釈も時代と共に変化していくことがあります。

このような状況の中で、少しでも早く、市民の生活や企業の活動にとって関係の深い法律情報を顧客の皆様方にお届けし、対処の方法についてもお知らせして、いわば法的ケアを提供することもこれからの法律事務所の大事な役目であると信じて、この「しるべ通信」を発刊した次第です。最低年2回を目途として、これから皆様のお手許にお送りします。同一のものは、ホームページにも掲載する予定です。

どうぞご活用下さってご意見もどしどしお寄せ下されば幸いです。

「分かりやすい法律、分かりにくい法律」雑感

弁護士 宮 本 増

今は昔のことですが、司法試験に合格した頃、六法全書を全部覚えるのは大変だったでしょうというお祝いともつかない言葉を頂戴したことがありました。法律の実務家になるにはいわゆる六法を丸暗記する必要など更々ないのですが、少なくともどのような事項が、どの法律のどのあたりに規定されているかぐらいは、きちんと覚えておかなければなりません。とは言っても、この六法の条文数は半端な数ではないし、おまけに最近では、特別法と言ってこの六法の枠からはみ出した法律がやたらと多く、むしろ、実際の法律問題の解決にはこの特別法のご厄介にならなければならない方が多いくらいなのです。加えて法律の条文とか、その中の法律用語というやつにはやけに分かりにくい、簡単には理解できないものが多く、法律を勉強したわけではないいわゆる素人の人には、いや、時には弁護士さえも悩まずのです。

何故法律の条文に分かりにくいものが多いのか、その理由についてはいろいろ言われています。いわく国の権威主義がわざわざ国民には簡単に理解できないようにしたのだ、いわく当初の法文が外国法を直訳したためであるとか、もともと日本語の書き言葉は難解なのだとかです。刑法がひらがな平易化された平成7年以前の刑法第38条第2項の「罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラザル者ハ重キニ從テ処断スルコトヲ得ス」とはどのような意味なのでしょう。分かるようで分かりません。もっとも、条文は簡明直截が良いという考えもありましたから民法第1条の3「私権ノ享有ハ出生ニ始マル」などは真に簡明です。しかし、これだけでは何をもって出生即ち「生まれる」というのか判然としません。生まれて人となる時期については民法と刑法では解釈が異なるのです。

以下は私の考えです。明治の法律制定草創期には、主に外国法の翻訳に頼ったのですが、ちなみに民法の「停止条件」や「解除条件」は翻訳語で、日本語としては何のことか意味不明です。そうした中で日本語自体の美しさ重々しさも尊重し、かつ、細部は官の解釈に任せるという思考でこの条文作成作業が行われたのではないかと思われます。従って、その適用を受ける国民に分かりやすくするとの発想はなかったわけです。現在、民法債権法の改正準備作業が行われていますが、法務省担当者の説明によると、改正の理由の一つとして、広く国民に分かりやすい条文をつくり、民法を国民の身近なものとするとの目標が掲げられています。もっとも、先般大改正された会社法も旧商法の難解な部分を平易にし、解釈に委ねられていた部分を極力解消するということでしたが、結果はやたらと条文数が増え一段と分かりにくくなったという批判もあり、再度の改正を主張する向きもあるからややこしい話です。税法など戦後に制定された法律などのいくつかは、その分かりにくさ、読みづらさは定評のあるところですが、これは解釈の技術的な部分をすべて条文化しようとしたことにあり、却って素人、いや専門家すら読みとることに苦労しているのが現状です。

こうしてみると、法律の分かりやすさ、分かりにくさというのは、簡単に解消できそうになく、また、万民誰にでも分かりやすい法文が最良というわけでもないようです。願わくば、法律がすべからく簡にして要を得て、広く国民一般に理解しやすい条文で構成されるようになるのですが、これこそ言うは易く、実際は難しいというのが結論になりそうです。

それでは、この後、当事務所の各弁護士の難しい(?)、あるいは易しい(?)解説が続くことになっています。お後がよろしいようで。

民法の改正について思うこと

弁護士 谷 口 優

はじめに

民法は明治31年（1898年）に施行されました。実に施行されて114年が経っています。この間に一部改正がなされてきましたが、その最大の改正は第二次世界大戦直後の親族相続法の改正です。家長相続から均分相続へ、女性の平等な取り扱いと、子供に対する親権の確立が大きな変更点でした。その後の大きな改正としては、平成17年4月1日から表現につき、カタカナ文語文の記載からひらがな現代文の記載に変わったことです。たとえば、

第一条

- (1) 私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ
- (2) 権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス
- (3) 権利ノ濫用ハ之ヲ許サス

という規定が、

（基本原則）

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

へという変更がなされました。これは、現代人に漢字＋カタカナ文語文では理解しにくいという面と、既に親族相続法がひらがな口語の現代文で作成されておりその統一をするためでした。

今回の改正検討の目的

今回の改正が検討されているのは民法の総則編、物権編、債権編のうち、債権編です。債権編の改正が取り上げられたのは、現代社会経済取引とのずれが大きく且つ一番緊急性があると判断されたためと思われます。改正するのであれば民法を市民にとって理解しやすい法典にするというのは当然のことですが、前記のように現在の社会経済情勢に適合させ、取引ルールの国際的調和を図り、これまで解釈により認められていたものを明文化し、人々に知らせるという法典の機能を発揮させることをも目的としています。そこでこれまで当然のこととして規定されていなかった事項や、判例により形成されてきた理論（契約締結上の過失や事情変更の理論等）について明文で規定することが検討されています。以下多少個別的な論点に触れます。

個別的問題点

非常に多くの問題点が取り上げられ検討対象とされています。100年以上前に制定され、その後の社会情勢に応じて解釈で補われて来た箇所が多々あったからです。

（1）契約の類型について

民法は幾つかの契約類型を定めていました。たとえば売買、贈与、賃貸借、寄託、雇用、請負などですが、その後歴史的経過を見ると金融取引が飛躍的に発展し、預金契約、信託契約等が大きなウエイトを持つようになりました。さらにリース契約が登場し、現代社会にはなくてはならないものになっています。少し歴史を遡ると資本主義の弊害を修正するために特別法として労働法が制定され、民法が定める雇用に関する定めが適用されることはほとんどなくなりました。建築請負を例にとれば、民法が定める請負の規定が殆ど排除されるに至っています。下請ということも現代社会ではごく普通のこととなっていますがこれについて定めをおいていません。医師による治療を受けることは至極当然のことですが、民法には治療契約に関する定めはありません。

このような現代社会の要求から明らかにマッチしない状態となっています。このような契約の類型と言う観点から民法を見ると明らかに時代遅れの観は否めません。

今回はここまでとし、次回は別の観点から民法改正につきお話をしたいと思います。

債権譲渡登記特例法について

弁護士 成瀬 玲

1 債権の保全の手段について

取引先から手形のジャンプを依頼されるなど、取引先の信用状態が悪化した場合、取引先の倒産に備えて、担保を得て、債権の保全を図ることが必要となります。

債権の保全の手段としては、不動産に抵当権を設定する方法や、代表者の個人保証といった方法が考えられます。しかしながら、抵当権の設定についても、個人保証についても、既に金融機関の抵当権が設定されていたり、金融機関からの借入れの保証をしているのが通常であり、実効的な手段ではないといわざるを得ません。

2 民法上の債権譲渡

ところで、取引先が事業を継続していれば、当然、売掛金を有しているはずですが、取引先の売掛金を担保とすることができないでしょうか。この方法として債権譲渡があります。

債権譲渡を受けるには、民法では、譲渡人から債務者への通知或いは債務者の承諾を必要とします。そして、同じ債権が二重に譲渡された場合の優劣（第三者対抗要件）は、確定日付のある通知が債務者に到達した日時又は確定日付のある債務者の承諾の日時の先後によって決めるとされています（民法第467条）。

取引先をA社、A社が売掛金を有する相手（債務者）をB社、A社から債権譲渡を受けようとする会社を甲として説明をします。甲が、A社のB社に対する売掛金を譲り受けようとする場合、甲は、A社からB社に対して、「甲に売掛金の譲渡をした」との通知を行ってもらうことが必要となります。特に、同じ売掛金が、A社から甲以外の第三者に対して譲渡される可能性があるため、債権譲渡を受けるとなれば、当然、確定日付のある通知を、直ちに、B社に対して行ってもらわなければならないことが必要です。

そうすると、当然、「A社が甲に債権譲渡をしたこと」は、A社の取引先であるB社の知るところとなります。その結果、「A社は、債権の譲渡をしなければならない状況にある。A社の経営は危ないのではないか」という風評が取引先に広まり、債権譲渡の通知を行うことは、A社の信用不安に直結しかねません。

したがって、取引先は、なかなか債権譲渡に応じないのが現実といえます。

3 特例法について

「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（以下「特例法」といいます。）の第4条では、法人が債権譲渡をする場合の第三者対抗要件を「債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記をする」という方法を採用し、同じ債権が2名以上に譲渡された時の優劣を「債権譲渡登記ファイルに登記された日付の先後」によって決めるとされています。そして、債務者対抗要件を「譲渡人若しくは譲受人が登記事項証明書を交付して通知をする」という方法を採用しています。

したがって、特例法では、甲がA社からB社に対する売掛金の譲渡を受ける場合には、債権譲渡登記ファイルに登記をしておけば、後日、同じ債権が第三者に譲渡されたとしても、甲が優先することとなります。そして、A社が破産をする等し、実際にB社に対する売掛金を取り立てる必要が生じた時点において、甲自身が登記事項証明書をB社に交付して、通知をし、B社に対して支払いを求めることができます。

このように、特例法では譲渡をした時点において通知を行う必要がありませんから、取引先にその旨を説明することによって債権譲渡に応じるように説得しやすくなると考えられます。

4 注意点

もっとも、譲渡を受ける時期によっては、A社の破産後に就任した破産管財人から否認権行使をされる等の危険もありますので、是非、早めにご相談ください。

新たに従業員を雇い入れる際に気をつけるべきこと

弁護士 渡 邊 真 也

事業主が新規従業員を雇い入れる際に気をつけるべきこととしては、雇用契約の内容を明らかにして、新規従業員と雇用契約書を交わすことが挙げられます。

契約の内容を曖昧にしたまま雇用契約書も作成しないと、後に「契約の際の説明と違う」などというトラブルに発展しかねません。

法律で明らかにすべきことを求められている事項としては以下のとおりです。

書面の交付による明示事項	口頭の明示でもよい事項
①労働契約の期間	⑥昇給に関する事項
②就業の場所・従事する業務の内容	⑦退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払の方法、支払の時期に関する事項
③仕業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は終業時転換に関する事項	⑧臨時に支払われる賃金・賞与などに関する事項
④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期に関する事項	⑨労働者に負担させる食費・作業用品その他に関する事項
⑤退職に関する事項（解雇の事由を含む）	⑩安全衛生に関する事項
	⑪職業訓練に関する事項
	⑫災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
	⑬表彰、制裁に関する事項
	⑭休職に関する事項

なお、契約社員の採用など、雇用契約の期間を定める場合は、契約更新の可能性の有無や、契約更新の際の条件なども明記する必要があります。

①から⑤については、書面の交付によって明示しなければなりません。ただ、①②⑭を除いた全ての事項につき就業規則で定めなければならない事項ですので、雇用契約締結の際に、①②を記載した書面と就業規則とを交付することでも足り（⑭について就業規則に記載がなければ別途告知する必要があるのは当然です。）。

しかし、余計な労使紛争を予防するために、最低限の労働条件の確認をする意味で、個々の労働者に、具体的条件を明示することは有益と考えられます。

その際は、明示した労働条件が実際の運用と合致しているか否かも確認しましょう。折角書面や口頭でこれらを明示しても、それが実際と違うのであれば、やはりトラブルの原因となってしまいます。

自転車と法律

弁護士 山田 康 泰

最近の自転車ブームでロードバイクやクロスバイクといったスポーツサイクルに乗る人が増えてきました。また、震災で帰宅困難者が多数出た首都圏では自転車通勤をする人が増えたそうです。かく言う私も、片道15kmの道のりをロードバイクで通勤しています（雨や寝坊、飲み会の予定等々、様々な言い訳が生じて月に10日も自転車通勤できていませんが…）。



(私の愛車)

しかし、ブームとは裏腹に自転車についての交通法規は、あまり知られていないのではないのでしょうか。そこで、ここでは自転車に関する交通法規について、お話ししたいと思います。

【自転車の通行場所】

「自転車は車道」という話は、テレビや新聞等によく出ていた時期があったので、多くの方がご存知だと思います。しかし、実際のところ、街中で車道を走っている自転車は少数派です。取り締まりをする側の警察官も自転車で歩道を走っていたりします。自転車は車道という話は知っていても、法律がどうなっているかまでは知らないという方が多いのではないのでしょうか。

道路交通法上、自転車は軽車両であり（2条1項11号）、軽車両は車両に含まれます（同8号）。ですから、自動車やバイクと同じく車道（の左端）を走るのが原則です（17条1項、18条1項）。その例外として、①標識で自転車通行可とされているとき、②児童・幼児等が運転していて車道を走るのが危険であるとき、③その他、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため歩道を通行することがやむを得ないと認められるときには、自転車で歩道を走行することができますとされています（63条の4第1項）。現実の道路や交通状況は③に該当することが多く、自転車の歩道走行が普通になってしまっているのも当然といえるかもしれません。

ただ、注意したいのは、あくまで原則は車道、例外的に歩道を走行できるとされているということです。歩道を走ることが許される場合でも、歩道の中央から車道寄りの部分を「徐行」しなければならない、また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、「一時停止」しなければならない（63条の4第2項）とされています。歩道は歩行者優先、自転車で走るときは、歩行者の場所にお邪魔しているという気持ちで走ることが大切です。

ちなみに、自転車道が設置されている道路では、自転車は車道も歩道も走行してはならず、自転車道を走行することとなっています（63条の3）。

自転車の交通事故が増えています。皆さんも自転車に乗る際は通行区分を守り、事故に遭わないよう、安全運転を心掛けてください。

【トピック】

先般、名古屋市内で携帯電話で話をしながら自転車に乗っていた2人が検挙され書類送検されたという報道がありました。平成24年4月1日施行された愛知県道路交通法施行規則の改正規定（7条10号）により5万円以下の罰金（道路交通法120条1項9号、71条6号）に処せられる可能性があります。上記の自転車の通行場所等のルールについても違反者に対する罰則がありますが、それらに関しては次回にお話ししたいと思います。もし、ご不明の点があればご遠慮なく私どもにお尋ね下さい。

夫婦別居時の婚姻費用について

弁護士 横江 俊 祐

1 婚姻費用とは

婚姻費用とは夫婦(+子ども)の生活を維持するために必要な費用いわば家族の生活費です。法律上、民法第760条で「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。」と定められているため、婚姻費用は夫婦で分担して負担することになっています。

夫婦で同居していると婚姻費用を気にする場面はほとんどありませんが、別居した場合、生活費の足りない配偶者からもう一方の配偶者に対する請求という形で問題が表面化します。

2 婚姻費用を決める手続について

(1) 協議

まず、夫婦間で話し合いができれば話し合いをして約束します。その場合、強制執行認諾文言付の公正証書を公証人役場で作成すれば、約束が破られた場合に相手方配偶者の財産に対して強制執行(例:給料の差押え)ができます。強制力のない約束は破られてしまうことも多いので、支払を受ける側であれば公正証書を利用した方がよいでしょう。

(2) 調停

次に、夫婦だけでは話し合いができない場合は、家庭裁判所に婚姻費用分担の調停を申し立てます。調停は月1回程度のペースで開かれ、男女2名の調停委員が間に入って夫婦それぞれの言い分を交互に聞いて意見調整しながら合意を目指します。調停で合意できれば、裁判所が調停調書を作成して婚姻費用の金額や支払方法が決まります。合意できない場合や夫婦の一方が調停に出席する意思のない場合は調停不成立となり、審判手続に移ります。

(3) 審判

審判手続は、家事審判官(裁判官)が夫婦それぞれの言い分を聴いて審判(判決と似たようなものです。)を出します。家庭裁判所の審判が出ると、裁判所から夫婦それぞれに対して審判書が郵送されるので、もし審判に不服がある場合は審判書を受け取ってから2週間の期限内に即時抗告できます。即時抗告があると高等裁判所で決定(2度目の審判)が出され、原則的にはそれが最終判断として確定します。

(4) 執行力

以上が基本的な流れですが、強制執行認諾文言付公正証書、調停調書、審判調書は、どれでも強制執行ができるので、効力は同じようなものだと考えて差し支えありません。

3 その他の留意点について

(1) 婚姻費用を決めるための各手続に要する時間はケース・バイ・ケースですが、調停手続は2か月~5か月程度、審判手続は調停不成立から高等裁判所の決定までで6か月~10か月程度が一応の目安になると思います。

(2) 審判では、別居から調停申立時までの未払分の婚姻費用については認めてもらえないことが多いため、話し合いでの合意が難しい場合は、早めの調停申立てをお勧めします。

相続のあれこれ－相続に関して気をつけておくこと

弁護士 原 田 彰 好

相続に関して気をつけておくことについて、2、3の点を記します。

1 例えば、相続人が兄弟姉妹の場合、日頃それほど仲が悪くない場合でも、実際に被相続人がお亡くなりになり、相続となった場合、相続争いが発生することがしばしばあります。

遺言書が作成されていれば、遺言書に従って相続の内容が確定するので、問題はそれほど大きくなりません。

遺言書が作成されていない場合、被相続人と同居していた相続人と、実家を出て独立して生活している相続人とでは、遺産に対する利害が大きく異なってくるので、難しい相続争いとなる場合が結構多くあります。例えば、「家を継いだ」長男と家を出て独立した次男の2人が相続人である場合、この2人の相続分（相続の割合）は原則として平等ですから、実家の家と敷地が遺産であれば次男もその2分の1の相続権が発生し、この不動産の評価が高額の場合、長男が実家の家と敷地を守るために相当の負担を強いられることになり、遺産である実家を維持することが困難になる可能性があります。

そして、この場合に遺言書が作成されていれば、長男の負担をある程度軽減することができ、実家の家と敷地が守られる公算が大きくなります。

2 遺言書が作成されていなかった場合の相談事例について

① 被相続人がお亡くなりになり、数人の相続人がいる場合、相続人の1人から、実は生前に被相続人から「あれと、あれは、お前にやる。」などと口頭で言われていたが、遺言書は作成されていなかったという事例をについて、しばしば相談されることがあります。

② 別の事例ですが、被相続人に子供など第一順位の相続人がいるが、その人は被相続人と別居しており、代わりに甥や姪あるいは知人などが被相続人の日常の面倒を看ている場合、これら甥・姪などには原則として相続権がありません。そして、このような場合、被相続人は、遺言書は作成しなかったが、面倒をみてくれた甥や姪に遺産の一部を遺贈したいと希望することがあります。この場合、その被相続人の意思に基づいて相続をしていくことができないかということも、時に相談されます。

しかし、遺言書が無い場合、①の例では、民法で定められた相続分（相続の割合）に応じて遺産分割され、例外的に「寄与分」が発生する場合はこれが付加されるに過ぎず、生前の被相続人が口頭で述べていたことは考慮されません。

②の例では、甥や姪などは遺産の遺贈を受けることができず、被相続人の面倒を見るために必要に応じて支出した費用の償還を請求することになります。

したがって、もし被相続人が特定の人に遺産の全部又は一部を引き継がせたいと考えている場合は、それに沿う遺言書を作成しておくことが必要です。

3 会社経営者の相続に関して

被相続人が非公開会社の大株主であった場合、相続人間の遺産争いが会社経営に大きな問題を引き起こすおそれがあります。会社の方向性は保有株式の多数決で決められるので、相続により会社株式が拡散して、その株主の意見が一致しない場合、会社の経営に直接悪影響が発生する危険性があります。

この危険性を避けるために、経営承継円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）や関連する税法の改正により、会社後継者への株式等事業用資産の集中をし易い制度の導入が図られています。

ただ、この制度は、現在の経営者（大株主）の元気なうちから準備される必要があるため、早めに専門家に相談することが必要です。

マジックの楽しみ

弁護士 相羽 洋一



私がマジックを始めたのは小学生高学年ですからもう50年以上前のことになります。テレビ放送が始まったところでマジックを見て、なぜだろう、やってみたいと思い、デパートのマジック用具売場でマジックグッズを買ってもらい、仕掛けを知ってなるほどと感心したり納得したりして、楽しみながらいくつか覚えていきました。大学に入りサークルで本格的にマジックと取組んで、以後トランプを使って目の前で見るカードマジックを好んで演じるようになりました。弁護士になってから歴史のある名古屋アマチュア・マジシャンズ・クラブに入る機会があり、月3回の会合や外国人や国内のプロマジシャンのレクチャを受けたり、時間を見つけて練習することによってレパートリーを増やしています。

マジックは観客の思い込みを利用しています。箱に入れた物が消えるという現象を不思議に思うのは、箱の中にないと分るまでは、その物が箱に入り、箱から出ることなくずっと入っていると思い込んでいるからです。マジシャンは観客にそのように思い込んでもらうよう工夫します。思い込んでもらえば大胆なことをしても気付かれないことが多くなるからです。そのためには多少技術的な訓練も必要ですが、常にそれが必要というわけではありません。数理的原理を利用したトリックには、技術的な要素がほとんどなく、未経験者でも直ぐ演じられるようなものもあります。そのような例を一つ紹介しましょう。インターネットで見付けたトリックを少しアレンジしたものです（原案 <http://www1.nisiq.net/~t-takaya/Hyogen/iro.html>）。

1. まず、右の図の矢印の「メロン」に指を置いて下さい。これからスゴロクのように5回指を進めてもらいます。
2. 最初に、サイコロの目（1～6）を何かひとつ思い浮かべて下さい。そして、思い浮かべた目の数だけスゴロクのように時計回りに指を動かして下さい。（例えば、2の目を思い浮かべたなら、指を「メロン」から「カキ」「イチゴ」と2つ動かして「イチゴ」に止まります。）〈1回目〉
3. この後は「指が止まっているところのくだものの文字数だけ時計回りに進める」という動作を続けて3回行って下さい。（今「イチゴ」に止まっているとしたら、指を3つ動かして「ナシ」に止まるので、さらにナ・シと2つ動かし…と進めていきます。）〈2～4回目〉
4. 最後に、今止まっているところのくだものの文字数だけ反時計回りに指を戻して下さい。（もしメロンに止っていればメ・ロ・ンと戻って「パイナップル」に止まります。）〈5回目〉
5. では一番下の予言を見て下さい。



このトリックの秘密は、1～6のどの目で始めても4回目に「カキ」「イチゴ」「イチジク」に止る（したがって5回目には必ず「モモ」に戻る。）ように果物を配置してあるだけです。

予言「モモ」の下の果物 [モモ]

全国法曹東西対抗戦テニス大会奮戦記

弁護士 相羽 洋一

弁護士 渡邊 真也

8月上旬の炎天下、東京都内で開催された全国の法律家テニス愛好者のメインイベントともいべき東西対抗戦（第48回）に相羽と渡邊が参加しました。東西に分れてダブルス3セットマッチ（2セット先取で勝ち）を、各ペアが原則として1試合を戦い、勝ち試合数で東西の勝敗を決めるものですが、総勢約110名28組の対抗戦となりました。相羽は昭和59年に出場したのを最後にその後は全く出ておりませんでした。渡邊という恰好のパートナーを得たことにより、炎天下でテニスができる年齢としては今年が最後かもしれないと考えて28年ぶりに参加を決意しました。渡邊は10年以上前には愛知県内の高校テニスで少しは知られた存在でしたがその後テニスから遠ざかり、東西対抗戦は初出場はもちろん10数年ぶりの公式戦となり、2人ともスタミナに不安を残しての参戦でした。名古屋は本来東軍に入りますが、東軍参加者が多すぎたため私どものペアは西軍に回りました。名古屋からは私ども以外に参加者がなく、寂しい思いと共に私どもの勇姿を写真に納められなかったのが惜しまれます。

午前11時50分ころからの試合でしたが、時折雲が日差しを遮る程度の炎天下でしたから、普段夕方から夜間にテニスをしているだけの我がペアには大変に過酷な条件下のゲームになりました。相手ペアの力量は全く分かりませんでした。熱中症の話題で持ちきりの昨今でしたから双方やはり暑さに無理は禁物とのことで、協議のうえチェンジコートの際に十分な休みを取ることになりました。



（相羽〔左〕と渡邊一別の日に）

試合開始直後はさい先よく4-0とリードしたものの、相羽のミスが重なり5-7と逆転されて第1セットを失いました。途中、心の中で昨夜深夜にテレビで女子サッカーを見たのがまずかったかと反省した次第です。第2セットは相手方が少しペースを落としたのか6-2と楽勝しましたので第3セットも簡単にいけそうと思ったところ、あれあれと思う間もなく2-5とリードされマッチポイントを奪われるまで行ってしまい、何とか5-5と挽回したのも東の間、つぎのゲームを失って5-6と再びマッチポイントを奪われる有様でした。このころ渡邊はもう負けてしまうのかと半ば諦めかけました。しかし、何がよかったのか、とにかくこれを凌いで6-6からタイブレイク（2ポイント以上の差で7ポイント以上を先に取れば勝ち）に持ち込んだものの、これまた3-6とマッチポイントを取られてしまいました。しかし、神は我らを見捨てず、奇跡的と言ってよいでしょう、その後5ポイントを連取して8-6で第13ゲームを取り、第3セットを7-6と大逆転で勝利しました。渡邊は最後のポイントで大胆なジャンピングスマッシュを見事に決めて勝利しましたが、よくプロが見せるようにコートに大の字になって喜びを表現しました。相手ペアは呆然としていました。試合終了は午後3時40分、途中の休み時間が多かったとはいえ約4時間にわたる熱戦でした。

渡邊は自信を取戻して今後スタミナの補強に努め、よいパートナーを見付けて来年の連勝を期し、相羽は何とか体力が続いたことで目的達成として来年は応援に回る積りでおります。